**社会福祉法人　中津川市社会福祉協議会**

**中津川市地区社協サロンモデル助成事業　実施要綱**

１．事業目的

　　ふれあい・いきいきサロン(以下サロン)とは、地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。地域で交流の場をもうけることで住民の地域への関心を深め、近隣での支え合い助け合いの心を育む地域づくりにつなげることを目的に、地区社協サロンモデル事業を実施します。

２．募集内容

　　・新たなサロン設立、実施に向けた取り組み。

　　・定期的（おおむね月１回）開催し、今後も継続できるサロンの開催。

　　・参加を希望する誰もが参加できるサロン（参加者を限定しない）。

　　・開催地の地区社協との連携をとる。

３．対象となる団体

　　サロン開催地の区長、民生委員児童委員、地域福祉推進員等、地区社協関係者および、住民のみなさんでつくる団体。

４．助成金の交付

　（１）提出された申請書を基に協議し、助成の可否を指定。

（２）指定した団体・グループに対して上限１万円の助成金を交付。

※助成金の対象経費は、別紙「取扱要領」による。

５．申込先

　　・随時、中津川市社会福祉協議会　地域福祉課にお申込みください。

６．実施について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **手　順** | **内　　容** | **期　日** |
| 申　請 | 事業実施申請書の提出【様式１】 | 随時 |
| 選考・決定 | 選考にて助成について決定 | 申請から１か月以内 |
| 請　求 | 助成金請求書の提出【様式２】 | 決定から１か月以内 |
| 振　込 | 決定した団体への助成金振込 | 請求書受付から１か月以内 |
| 報　告 | 事業実績報告書の提出【様式３】 | 年度ごとの３月末日 |

７．お問い合わせ

　　社会福祉法人　中津川市社会福祉協議会　地域福祉課

住所：〒508-0045　中津川市かやの木町２番５号　市健康福祉会館内

　電話：0573-66-1111（内線633・607）　　FAX：0573-66-1934

メール：[shakyo@takenet.or.jp](mailto:shakyo@takenet.or.jp) 　　　　　地域福祉推進係

**社会福祉法人　中津川市社会福祉協議会**

**中津川市地区社協サロンモデル助成事業**

**取扱要領**

**■補助対象経費と補助対象外経費について**

（１）共通事項

　　○視察・見学に係る経費

　　　　・視察後会議等を開催し今後の推進課題を明らかにするなど実際の活動にどのようにつなげていくかを明確にされている場合にのみ補助対象とし、申請書にその内容を、事業報告書にその結果を明記することとする。

○食事にかかる経費

　　　・役員会、運営委員会等内部組織の関係者の会議にかかる食事代は補助対象外とする。

　　　・事業の利用者、参加者等の食事代は１人あたり５００円程度とする。

○報酬

　　　・役員、委員等への報酬は対象外とする。

○ボランティア保険等各種保険料

　　　　・補助対象外とする。

○支出証拠書類

　　　　・支払先が発行した領収書、レシート等を証拠書類とする。

　　　　・領収書等の金額が総額表示である場合は、内訳を明記する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **科目** | **対象となる経費** | **対象とならない経費** |
| 諸　謝　金 | 専門的な見地から、講演会、研修会やサロンで講師等を務める有資格者などへの謝礼金 | 役員、委員等の主催者への報酬 |
| 旅費交通費 | 上記講師等へ支払う交通費 | 役員、委員等、利用者等に対するもの宿泊費、グリーン車料金 |
| 消耗品費 | 当該事業実施にかかる事務用品や物品、コピー代、調理用食材、サロン等実施のための材料費等 |  |
| 印刷製本費 | チラシ・ポスター等の印刷物や写真の現像・焼付代など |  |
| 通信運搬費 | 郵便料(切手、はがき購入代)、運搬料、電話代 |  |
| 会　議　費 | 必要最小限のお茶代、利用者や参加者のある事業の実施に伴う食事代（１人５００円程度） | 各推進組織等の役員のみ参加する会議等の食事代、アルコールを伴う飲食 |
| 業務委託費 | レンタル代金等 |  |
| 手　数　料 | 口座振込手数料、検便代など |  |
| 賃　借　料 | 会場借上料など |  |

（２）補助対象経費一覧